

令和 7 年度運営指導の指導事項について
(人員基準、運営基準に係るもの)

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ
令和 8 年 3 月

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（1）

1 従業員の員数に関するもの 【各施設共通】

（1）用語の定義

- ① **常勤換算方法**とは、当該事業所の従業員の**勤務延時間数**を当該事業所において**常勤**の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を**常勤**の従業員の員数に換算する方法をいう。
- ② **勤務延時間数**とは、勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間の合計数とする。なお、従業員1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（2）

- ③ **常勤**とは、雇用形態にかかわらず、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている**常勤**の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達しているものであること。
- 育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。
 - 当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の時間数に達していれば、**常勤**の要件を満たすものであることとする。
（例えば、特養の管理者と併設デイの管理者の兼務している者は、勤務時間の合計が所定の時間数であれば、**常勤**要件を満たす。）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（3）

（2）人員に関する基準の指摘事項

各指定基準に定められた、従業者の員数を配置すること。

（指摘事項）

- 常勤の看護職員が配置されていない。（介護老人福祉施設）
- 栄養士又は管理栄養士が配置されていない。（介護老人福祉施設）
- 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に、機能訓練指導員の勤務時間を含めている。（介護老人福祉施設）
- 勤務延時間数に、非常勤職員の休暇等の時間が算入されている。（各施設共通）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（４）

2 勤務体制の確保等

- 勤務表は、事業所ごと、月ごとに作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護・看護職員等の配置、管理者や他職種との兼務関係等を明確にすること。

（指摘事項）

- 看護職員と機能訓練指導員が兼務しているが、兼務していることが勤務表等で明確になっていない。（介護老人福祉施設）
- ユニット型施設において、ユニットリーダーであることが辞令、勤務表等で明確になっていない。（介護老人福祉施設）
- 勤務表上、常勤・非常勤の別、兼務関係が明確でなかった。（特定施設）
- 当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数が、就業規則と実態で異なっていた。（特定施設）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（5）

（ユニット型施設の基準）

- 昼間については、ユニットごとに常時1人以上、夜間については2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- ✓ これらの基準を満たしていない場合、ユニットにおける職員に係る減算の対象となる。

- ユニットリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置すること。

（指摘事項）

- ユニット型施設において、ユニットリーダーの配置が明確になっていない。
（介護老人福祉施設）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（6）

（研修の機会の確保）

【各施設共通】

- 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（指摘事項）

- 新規採用時に所定の研修を実施していない。（各施設共通）
- 年2回実施するとされている研修を年に2回実施していない。（各施設共通）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（7）

（ハラスメント防止の措置）

【各施設共通】

- 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 - ハラスメントに対する事業所の方針の明確化及びその周知・啓発
 - ハラスメントに関する相談への対応窓口を定め、従業者に周知

（指摘事項）

- 指針は策定しているが、職員に周知されていない。（介護老人保健施設）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（8）

2 変更届

【各施設共通】

- 事業所の名称及び所在地等に変更があったときは、十日以内に届け出なければならない。

（指摘事項）

- 運営規定、介護支援専門員の氏名及び登録番号の変更届を県に提出していなかった。（特定施設）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（9）

3 運営規程

【各施設共通】

- 所定の重要事項に関する規程（運営規定）を定めること。
- 新たに虐待の防止のための措置に関する事項を定めることとなっているので留意すること。（令和6年4月1日より義務化）

（指摘事項）

- 運営規定が適切に整備されていない（誤字脱字、更新もれ）。
- 運営規定に、「利用に当たっての留意事項」「緊急時における対応方法」が定められていない。
- 運営規定に虐待の防止のための措置に関する事項について記載がなかった。（特定施設、介護老人保健施設）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（10）

4 業務継続計画

【施設サービス共通】

- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施しなければならない。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

（指摘事項）

- 業務継続計画の見直しを定期的に行っていない。（特定施設）
- 業務継続計画にについて、必要な研修及び訓練をそれぞれ年2回以上行っていない。（各施設共通）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（11）

5 協力医療機関

- 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合は、新興感染症の発生時の対応について協議を行わなければならない。

（指摘事項）

- 第二種協定指定医療機関である協力医療機関と、新興感染症の発生時の対応について協議していなかった。（各施設共通）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（12）

6 掲示

【各施設共通】

- 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
（令和7年4月1日から義務化）
- 社会福祉施設等の設置者等は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、その概要を掲示しなければならない。（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例第4条）

（指摘事項）

- 重要事項をウェブサイトに掲載していなかった。（各施設共通）
- 非常災害対策に関する具体的な計画の概要を、施設又は事業所の見やすい場所に掲示していなかった。（各施設共通）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（13）

7 外部評価

【施設サービス共通】

- 社会福祉施設等（乳児院等を除く。）の設置者等は、当該社会福祉施設等に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例第8条第2項）

（指摘事項）

- 実施していないため、外部からの評価を受けるよう努めること。
（各施設共通）